

社会保障研究所の概要

昭和51年度

社会保障研究所

東京都千代田区千代田一丁目1番1号

社会福祉会館内

電話(03)69072511

も く じ

設 立 の 趣 旨... 1
設 立 お よ び こ れ ま で の 経 過 ... 2
機 構 ... 10
昭 和 51 年 度 事 業 計 画 お よ び 予 算 ... 12
昭 和 51 年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト ... 14
刊 行 物 ... 18
昭 和 50 年 度 事 業 日 誌 ... 23
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿 ... 31
社 会 保 障 研 究 所 法 ... 33

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれていま

す。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみとるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのでありまして、すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策」についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所の英文名は、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE です。

設立およびこれまでの経過

昭和39. 2. 18	社会保障研究所法案国会提出 (付託)	シンポジウム (旧第1回) 「社会保障とは何ぞや」 開催 (榎井沢) (7. 26~27)
6. 26	法案成立	ISSA 文献委員会発足
7. 7	社会保障研究所法公布施行 (法律第156号)	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー
11. 24	社会開発研究所長たるべき者として一橋大学教授 山田雄三が大任指名を受け、設立委員として社会保 障制度審議委員会長大内兵衛ほか7名が任命された。	—開催 (日本勸業銀行) (11. 15~18)
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研 究所定款等を決定	社会開発研究所設立1周年記念講演会およびパネ ル開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演 者 蠟山政道 (帝国ホテル)
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として藤沢義塾大 学教授寺尾琢磨が大任指名を受けた。	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別 研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究 会を政策研究会に改め、トピックス的な問題をとり あげることとなった。
40. 1. 11	設立登記完了により社会保障研究所成立 役員として次のとおり発令	常務理事木村又雄の辞職を発令 常務理事に河角泰助 (前総理府社会保障制度審議 会事務局長) を発令
	○理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授)	第1回社会保障教室開講 (7. 8~9. 22)
	○顧問 大内 兵衛 (社会保障制度審議委員会 東畑 精一 (アジア経済研究所長)	シンポジウム (旧第2回) 「社会保障の体系化」 開催 (箱根) (7. 18~19)
	長沼 弘毅 (厚生行政顧問)	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー
	○参与 馬場啓之助 (一橋大学教授)	—開催 (日本都市センター) (10. 12~15)
	福武 直 (東京大学教授)	監事寺尾琢磨、顧問大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、 参与馬場啓之助・福武 直・館 稔再任
	館 稔 (人口問題研究所長)	昭和41年度個人研究発表会開催
	総務部長に加地夏雄 (前社会保障研究所設立準備 事務局書記) を発令	研究第2部長に地主重美を発令 研究第1部長に小沼 正を発令
1. 12	社会保障研究所開所式挙行、業務を開始	昭和42年度公開研究発表会開催
2. 1	社会保障研究所開所披露式開催 (目黒迎賓館)	所長山田雄三、欧州の社会保障制度視察のため出 張 (10. 16まで)
3. 4	社会保障研究所常務理事に木村又雄 (前社会福祉 事業振興会常務理事) を発令	
6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、 政策研究を中心とした合同研究会が発足	
6. 25	『季刊社会保障研究』創刊号発刊	

40. 10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー——開催（日本都市センター）（10. 30～11. 2）	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を発令、後任総務部長に福田芳助（前総理府社会保障制度審議会事務局長）を発令
11. 1	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令	8. 15	第1回公開研究会「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発行	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー——開催（都道府県会館）（10. 27～30）
2. 10	社会保障研究所シンポジウム（第1回・設立3周年記念）開催 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の趣出と給付」（弘済会館）	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を発令	11. 24	第2回公開研究会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男（前公害防止事業団総務部長）を発令	12. 9	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令
3. 19	所長山田雄三、日米文化教育事業委員会（アメリカ）に日本側代表として出席（3. 25まで）	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」（弘済会館）
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を発令	6. 2	第3回公開研究会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久、欧米の社会保障研究のため出張（5. 24まで）	"	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究会発表会開催	8. 11	第4回公開研究会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー——開催（日本都市センター）（10. 28～31）	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー——開催（都道府県会館）（10. 19～22）
44. 1. 10	参与 館 総任期満了により辞任 所長 山田雄三、理事（非常勤）植野谷九十九、 監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直再任	46. 1. 11	第4回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私問題」（弘済会館）
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」（弘済会館）	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を発令
6. 3	昭和44年度公開研究会発表会開催		

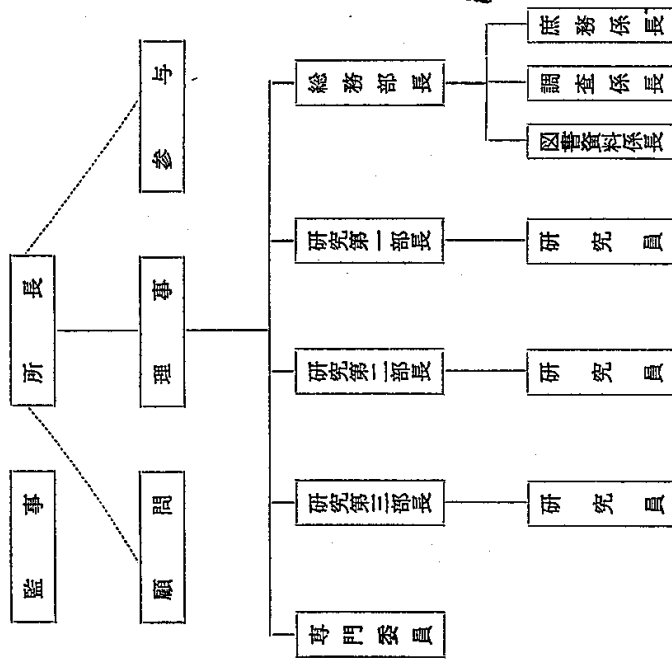
46. 6. 25 第5回公開研究座談会「コミュニティと社会福祉」開催
 総務部長に山崎 晋(前社会保険大学校教務課長)を發令
 7. 1 研究員高橋敏士, ECAFE 主催セミナー(パンコク)に参加(9.10まで)
 8. 24 第6回公開研究座談会「西欧における社会保障の動向」開催
 9. 7 第7回社会保障研究所基礎講座—社会計画と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10.18~21)
 10. 18 常務理事河角泰助の辭職を發令
 11. 1 常務理事に岡本和夫(前總理府社会保障制度審議会事務局長)を發令
 11. 15 顧問 今井一男再任
 12. 9 第5回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済情勢の変化と社会保障」 「医療問題の論点」(霞が関東海俱樂部)
 47. 2. 7 研究第3部長三浦文夫, 欧州の社会保障研究のため出張(5.10まで)
 4. 3 理事(非常勤)塩野谷九十九, 参与 馬場啓之助の辭任を發令
 5. 31 理事(非常勤)に馬場啓之助, 参与に塩野谷九十九を發令
 6. 1 第7回公開研究座談会「年金の自動調整」開催
 6. 12 研究第1部長小沼 正を調査役に, 後任研究第1部長に保坂哲哉を發令
 9. 1 第8回公開研究座談会「生活保護の動向」開催
 9. 22 所長 山田雄三, ISSA 常任委員会(ジュネーブ)
 9. 30

47. 10. 23 に出席(10.20まで)
 第8回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.23~26)
 48. 1. 10 所長 山田雄三, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 福武 直任期満了により辭任
 理事(非常勤)馬場啓之助の辭任を發令
 所長に馬場啓之助(一橋大学名誉教授)が大任から發令された
 監事 寺尾琢磨再任
 理事(非常勤)に福武 直を發令
 顧問に山田雄三(一橋大学名誉教授)を發令
 第6回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉政策の基本的性格」 「福祉政策と雇用問題」(霞が関東海俱樂部)
 1. 25 参与に平田富太郎(早稲田大学教授)を發令
 2. 5 第9回公開研究座談会「医療」開催
 4. 1 参与に浦田純一(前厚生省環境衛生局長)を發令
 6. 6 第9回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.29~11.1)
 8. 1 第10回公開研究座談会「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」開催
 10. 29 顧問 今井一男任期満了により辭任
 12. 4 第7回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと福祉政策」 「最低賃金と最低生活保障」(霞が関東海俱樂部)
 12. 8 参与 塩野谷九十九再任
 49. 2. 5 総務部長山崎 晋の辭職を發令
 6. 1 総務部長に田川 明(前厚生省社会局生活課長)
 6. 3
 6. 11

49. 6. 17	を発令 第11回公開研究会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催 研究員大本圭野, 社会保障制度研究のためイギリスほかに出張(50. 1. 6まで) 第10回社会保障研究所基礎講座開催(全日通労働会館)(11. 5~8) 第12回公開研究会「生活調査における家族的アプローチ」開催 顧問 山田雄三再任	50. 7. 31 8. 12	会福祉」(7. 24まで, 麴町会館) 参与浦田純一任期満了により辞任 総務部長田川 明の辞職を発令, 後任の総務部長に高橋三男(前厚生省児童家庭局児童手当課長)を発令 研究第2部長地主重美, 西欧諸国における社会保障政策に関する研究・調査のためイギリスほかに出張(12. 7まで)
50. 1. 25	第8回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済変動と社会保障」 「福祉社会の社会組織—社会福祉におけるコミュニティのあり方—」(日本都市センター)	9. 14	研究員小林良二, プリテイッシュ・カウンシルの研究奨学生としてイギリスに出張(51. 9. 13まで)
2. 10	第9回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと社会保障」 「社会保障と福祉—社会福祉の法的課題—」(福岡市民会館) 研究第3部長三浦文夫, (財)政策科学研究研究所視察団員としてスウェーデンほかに出張(3. 15まで) 調査役小沼 正の辞職を発令 参与 平田富太郎再任	10. 24	第14回公開研究会「地域福祉と住民参加」開催 常務理事岡本和夫の辞職を発令, 後任の常務理事に岸野駿太(元社会保険大学校長)を発令
2. 17	第13回公開研究会「年金制度と年金年齢」開催	11. 1	第11回社会保障研究所基礎講座開催(全日通労働会館)(11. 14まで)
2. 28	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「低成長下の社会保障」 「社会保障と所得再分配」 「人口構造の変化と社会保障(総論および老人の所得保障)」 「人口構造の変化と社会保障(老人の保健医療)」 「経済社会の変化と社会保障の役割」 「地域社会と社	11. 11	第10回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「減速経済下の完全雇用政策」 「減速経済下の所得保障」 「減速経済下の社会福祉」 (健保会館)
3. 31		51. 2. 9	
4. 1			
6. 17			
7. 22			

機構

機構図



所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は、学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書館資料の管理事務を行なう。

役員等

職員

昭和51年度事業計画および予算

○昭和51年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和51年度事業として次の事業を行なうが、研究事業費20,418千円及び受託業務費719千円を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

「昭和51年度研究プロジェクト」とのとり。

II 社会保障に関する情報および資料の収集

1. 国内および海外における社会保障に関する文献、図書および資料等の収集。

2. 海外における図書、資料の紹介および情報の交換、国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

1. 「季刊社会保障研究」の発行
2. 「海外社会保障情報」の発行
3. 研究叢書、翻訳叢書、所報等の発行
4. 基礎講座、シンポジウム等の開催
5. その他成果の普及に必要な事業

IV 受託業務

○昭和51年度収入支出予算 (単位 千円)

支 出		収 入	
区 分	予算額	区 分	予算額
研究所 運営費	162,374	政府補助金	161,961
管理事務費	141,956	政府補助金	161,961
(人件費)	118,144	受託業務収入	719
役員給与	102,203	受託業務収入	719
非常勤労働者給与	888	雑収入	413
法定福利金	8,294	雑収入	413
退職手当引当金	1,457	雑収入	413
管理予備費	5,302	雑収入	413
(管理事務費)	23,667	雑収入	413
参加等職員手当	880	雑収入	413
非常勤職員手当	1,891	雑収入	413
所費	20,896	雑収入	413
(交際費)	145	雑収入	413
交際費	145	雑収入	413
研究事業費	20,418	雑収入	413
(研究事業費)	20,418	雑収入	413
諸謝金	4,485	雑収入	413
調査旅費	1,427	雑収入	413
海外研究費	962	雑収入	413
研究費	7,526	雑収入	413
季刊誌刊行費	1,989	雑収入	413
海外社会保障情報刊行費	708	雑収入	413
図書購入費	3,321	雑収入	413
受託業務費	719	雑収入	413
受託業務費	719	雑収入	413
計	163,093	計	163,093

昭和49年度研究プロジェクト

プロジェクトの基調

基調テーマとして、「福祉社会成立の基本的要件に関する研究」を掲げる。福祉社会の建設が時代の課題として提唱されている。日本の経済・社会はどのような要件をそなえたとき福祉社会たる内実を整えることができるか、福祉社会の日本的形態はどのような形をとるか、経済の成長の減速化はこれとどのよう絡み合うか、以下の諸研究会はこの基調的な課題をそれぞれの特長から究明していくことを意図している。

経済分析研究会

1 社会保障の効果に関する理論的・実証的研究

昨年度は、所得分布とライフ・サイクルの変更との関係や、経済的・社会的・人口動向の変化と所得分布との関係について、わが国の資料にもとづく実証分析を行なった。

今年度は、就業構造におけるサラリーマン化の拡大や、地域間人口動向の変化を考慮して、昭和40年代の所得分布構造の変化と再分配構造の変化を分析する。

2 社会サービスの経済分析

前年度は、医療・教育・福祉・住居への消費支出のうち、直接・間接に公的制度を通して行なわれる社会的支出について、国際比較的研究を行なった。

今年度は、この研究をひきつぎ

1) 統計資料の吟味

2) 比較方法の再検討

を行なう。また、福祉指標に関する最近の諸業績を考慮し、これとの接合の可能性を究明する。

統計調査研究会

1 社会保障水準の研究

社会保障水準指標を作成して、生活の諸側面と社会保障制度との間にみられる相互関係を計量的に分析する。

本年は、とくに、生活保護をとりあげて、保護率の地域別・年次別変動要因の検討を行ないたい。

社会保障制度の変化のほか、社会・経済構造の変化、生活事故の発生率、保護に対する意識、財政等の諸要因が保護率に与える効果の抽出をねらいとしている。

2 家族周期段階別にみた生活実態の研究

これまでに実施してきた一連の掛川調査（昭和43年児童養育費調査、昭和45年高齢者世帯生活調査、昭和48年中高年齢生活総合調査）の結果を総合的に整理するほか、掛川調査方法論の再検討を行なう。たとえば、家計調査の簡易化、家族周期段階の生活保障、家族周期段階の移行にともなう世帯類型の変化、社会保障の効果測定方法等を予定している。

社会分析研究会

1 ソーシャル・アドミニストレーションの観点からみた社会保障政策の課題

ソーシャル・アドミニストレーション（社会行政あるいは社会福祉管理）理論の形成過程及び海外の研究動向について研究を行ってきたが、本年以降は、これらの研究を継続・発展させるとともに、ソーシャル・アドミニストレーションの研究視点から、わが国の社会福祉政策の当面する課題の研究を行なう。とくに51年度は、社会福祉における国・地方公共団体の役割分担の解明に努める。

2 社会福祉の供給組織と地域福祉に関する研究

昨年度は保健・福祉の組織の在り方について研究を行なってきたが、本年度は社会福祉の供給組織に焦点をあて、この観点から地域における社会福祉の課題の究明を行なう。とくに51年度は在宅サービスの供給組織の在り方について研究を行なう。

経済・社会研究会

福祉社会に関する研究諸文献の研究

福祉社会の基本問題の解明に役立つと思われる研究論文を、代表的な経済学・社会学などの学術誌のなかから選んで、これらについて検討を加えていき、基調的テーマの究明を促進するようになりたい。

制度研究会

社会保障とくに医療保障の制度構造に関する国際比較研究

昨年度は、社会保障の長期発展パターンに関して、とくに所得保障制度に重点を置いて先進国グループについての比較研究を行なうとともに、発展途上国の社会問題と社会政策についての比較研究を重点も取り上げられた社会政策・社会保障に関するグローバルな比較研究の主要要素となるべきものである。

本年度からは、重点を医療保障の問題に移し、先進国、発展途上国を通じた比較研究を旨とす。保護サービスと社会保障という2主要方式のなかで、各国さまざまに医療保障システムが发展されているが、その発展の動向を明らかにし、各システムの有効性を評価するための基礎的研究が本年度の主な研究課題である。先進国グループではイギリス、スウェーデン、西ドイ

ツ、フランス、アメリカなどの諸国、ほかに社会主義国も可能なかぎり取り上げる。

政策研究会

社会保障の各分野に現われるトピックスをとりあげて、報告や討論を行なう。また、前年度と同様に政策判断の根拠などについて、とくに効果と財源の諸問題に対する検討を配慮し、社会計画に利用できる資料の整備を行なう。

刊 行 物

機 関 誌

『季刊社会保障研究』
この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回 (Vol. 12, No. 1~No. 4) 刊行する。

『海外社会保障情報』
この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回 (No. 34~No. 37) 刊行する。

翻 訳 叢 書

- 調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。
- 1 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1958~1960)』
 - 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1964)』
 - 3 R. M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷沢 他訳)
 - 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主 他訳)
 - 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』
 - 6 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1961~1963)』
 - 7 ベヴェリッジ報告『社会保険および関連サービス』(山田他訳)
 - 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保

研 究 叢 書

- 9 R. M. ティトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳)
- 10 ILO・社会保障への途』(塩野谷、平石、高橋 訳著)
- 11 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1964~66)』(平石、保坂、山崎訳)
- 12 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1973)』(岡本、平石、山崎訳)

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
 - 2 『インド社会保険の史的考察』(平石著)
 - 3 『家族周期と児童養育費』一児童養育費調査報告書 (中鉢編)
 - 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
 - 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)
 - 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
 - 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)
 - 8 『高齢化社会の家族周期』(中鉢編)
- 未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。
- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」

所 内 研 究 資 料

- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
- *
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- *
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年~昭和40年—」
- No. 6703 個人報告「山田渡欧報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案

の内容について—」

*

- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開 (1959~1963) —アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみたら社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」
- *
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「要因測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- *
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、ファウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉, 社会保障関係目録 (論文の部)—社会福祉を中心に (1960~1970)—」
- *
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディプロブメント

の内容測定]	昭和50. 4. 8	政策研究会 (第1回) 報告内容「厚生年金改正の方向について」報告者 専門委員 小山路男
No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」	"	ISSA 文献委員会
No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」	"	統計調査研究会 (第1回) 報告内容「小都市中高年所帯の家族周期的分析——家計——」報告者 お茶の水女子大学教授 伊藤秋子
No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」	4. 10	制度研究会 (第1回) 報告内容「イギリス労働党政府の社会保障改革案」報告者 大本圭野
No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」	4. 22	社会分析研究会 (第1回) 報告内容「福祉事務所問題について」報告者 研究第3部長 三浦文夫、研究員 小林良二
No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO 統計による保健費用の国際比較」	4. 24	経済・社会研究会 (第1回) 報告内容「福祉社会としての高齢化社会」報告者 所長 馬場啓之助
No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」	"	定例役員会 (第107回) 議題 (1)事業の実施状況について (2)その他
No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」	5. 14	制度研究会 (第2回) 報告内容「東南アジアにおける衛生行政」報告者 神経科学総合研究所疫学部長 黒子武道
No. 7401 翻訳「イタリアの労災補償」	5. 15	経済分析研究会 (第1回) 報告内容「医療におけるニーズの問題について」報告者 日本医師会企画室長 福島憲治
No. 7501 文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」	5. 20	統計調査研究会 (第2回) 報告内容「小都市中高年所帯の家族周期的分析——健康——」報告者 国際基督教大学講師 前田正久
1 「戦後の社会保障(本論)」	5. 22	経済・社会研究会 (第2回) 報告内容「ソージャル・ニーロードの定義について」報告者 研究員 都村敦子
2 「戦後の社会保障(資料)」	"	定例役員会 (第108回) 議題 (1)事業の実施状況
3 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)		
4 「日本社会保障資料II」		
1 図書目録 (1966年, 1968年, 1971年, 1973年)		
2 <i>Social Security in Japan</i> (1967)		
3 社会保障問題シンポジウム議事録 (昭和51年3月)		

単行本

その他

50. 5. 26	について (2)その他 専門委員会開催 議題「(1)経済情勢と社会保障に ついて (2)『季刊社会保障研究』第10巻、第3号及 び第4号について (3)その他」	50. 6. 26	究員 小林良二 定例役員会 (第109回) 議題 (1)事業の実施状況 について (2)その他
5. 29	制度研究会 (第3回) 報告内容「イギリスにおけ る社会保障の成育土壌」報告者 慶応義塾大学教授 庭田範秋	7. 3	制度研究会 (第4回) 報告内容「スウェーデン年 金制度の形成と発展」報告者: 研究第1部長 保坂 哲哉
6. 3	社会分析研究会 (第2回) 報告内容「東京都にお ける福祉事務所の問題」報告者 明治学院大学教授 三和 治	7. 10	経済分析研究会 (第2回) 報告内容「医療費問題 の一面」報告者: 横浜国立大学助教授 西村周三
"	政策研究会 (第2回) 報告内容「雇用保険につい て」報告者 労働省職業安定局失業保険課長 関英 夫	7. 15	統計調査研究会 (第4回) 報告内容「最近のわが 国の住宅事情と住居水準」報告者: 建設省建築研究 所 三宅 醇
6. 17	社会分析研究会 (第13回) 報告内容「アメリカ 保健社会学の最近の動向」報告者 東京大学助教授 園田恭一	7. 22~24 7. 24	社会保障問題シンポジウム開催 (麹町会館) 定例役員会開催 (第110回) 議題「(1)事業の実施 状況について (2)その他」
"	公開研究座談会 (第13回) テーマ「年金制度と年 金年齢」レポート: 厚生省年金局数理課長補佐 田村正雄, 社会保障研究所主任研究員 平石長久, 司会: 横浜市立大学教授・専門委員 小山路男	7. 31	経済・社会研究会 (第4回) 報告内容「地域福 祉」に関する一考察」報告者: 研究員 大本圭野
6. 24	統計調査研究会 (第3回) 報告内容「小都市中高 年世帯の家族周期的分析——任意保険——」報告者 国際基督教大学講師 前田正久	8. 5	ILO ジェネーブ本部社会保障部 樋口富男氏, ILO 東京支局 梶原嗣朗氏訪所, 馬場所長, 保坂部 長, 平石主任研究員らと懇談
"	政策研究会 (第3回) 報告内容「労働省災害補償 保険の現状と問題点」報告者 労働省労働基準局労 災管理課長 田中清定	8. 12	アメリカ合衆国 イリノイ大学教授 平 恒次氏 訪所, 馬場所長, 保坂, 地主河部長と懇談
6. 26	経済・社会研究会 (第3回) 報告内容「R. M. テ ィトマス, "Social Policy について"」報告者 研	9. 7	地主研究第2部長, 欧州諸国の社会保障制度視察 のため海外出張
		9. 9	政策研究会 (第4回) 報告内容「社会保障の長期 計画について」報告者: 専門委員 小山路男
		"	「海外社会保障情報 No. 32」編集委員会開催
		9. 14	研究員小林良二, 一年間の予定で英国出張
		9. 18	制度研究会 (第5回) 報告内容「社会保障の基礎

50. 9. 22	構造」報告者：専門委員 藤澤益夫 専門委員会開催 議題「(1)『国際老年学会議に出席して』報告者 専門委員 青井和夫、(2)『季刊社会保障研究 (Vol. 11, No. 1)』について、(3)その他」	50. 10. 28	所長 馬場啓之助 政策研究会 (第5回) 報告内容「各国の年金数理における問題について——ISSA 数理専門家会議から——」報告者：厚生省年金局数理課長 竹内邦夫 ISSA 文獻委員会開催
9. 23	統計調査研究会 (第5回) 報告内容「総評家計調査について」報告者：日本女子大学助教授 宮崎礼子	10. 30	統計調査研究会 (第6回) 報告内容「市町村別に見た消費水準の推移」報告者：主任研究員 曾原利満
"	社会分析研究会 (第4回) 報告内容「ソニー・アル・アドミニストレーションについて」報告者：日本女子大学教授 佐藤 進	11. 1	常務理事岡本和夫の辞職を発令 新常務理事に岸野駿太 (元社会保険大学校長) を発令
9. 25	経済分析研究会 (第3回) 報告内容「貧困の実証分析」報告者：一橋大学教授 倉林義正	11. 6	制度研究会 (第6回) 報告内容「メキシコの貧困問題と社会保険」報告者：京都産業大学助教授 湯川 旗子
"	経済・社会研究会 (第5回) 報告内容「ライフ・サイクル計画について」報告者：研究第1部長 坂哲哉	11. 11~14	第11回社会保険研究所基礎講座開催 (全日通労働会館)
"	定例役員会開催 (第111回) 議題「(1)事業の実施状況について (2)その他」	11. 20	政策研究会 (第6回) 報告内容「最近の医療費の動向」報告者：厚生省保険局医務課 古市圭治
10. 9	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「ライフ・サイクル計画 (各論) について」報告者：研究第3部長 三浦文夫、研究員 大本圭野	11. 25	社会分析研究会 (第5回) 報告内容「ソニー・アル・アドミニストレーションをめぐって」報告者：立正大学教授 三友雅夫
10. 23	経済分析研究会 (第4回) 報告内容「人的資源と社会保障」報告者：専門委員 江見康一	12. 8	合同役員会開催 (第113回) 議題「(1)事業の実施状況について (2)昭和51年度事業計画 (3)その他」
"	定例役員会開催 (第112回) 議題「(1)事業の実施状況について (2)その他」	12. 9	統計調査研究会 (第7回) 報告内容「年金と扶助——いわゆる基礎年金とのかかわりで——」報告者 専門委員 小沼 正
10. 24	公開研究会 (第14回) テーマ「地域福祉と住民参加」レポート 東京都老人総合研究所 前田大作、研究第3部長 三浦文夫、司会 社会保障研究	12. 11	経済分析研究会 (第5回) 報告内容「戦後日本の所得分布について」報告者：一橋大学経済研究所

50. 12. 11	溝口敏行 経済・社会研究会 (第7回) 報告内容「財政への 社会学的接近——Bell と Wilensky の近著をめぐ って——」報告者: 研究員 高橋敏士 駐日韓国大使館経済協力官 補 金東均氏ほか2 名, 訪所, 馬場所長と懇談 社会分析研究会 (第6回) 報告内容「地域社協の 現状と問題点」報告者: 東京都社協地域福祉部長 中島充洋 政策研究会 (第7回) 報告内容「社会保障制度審 議会の建議書——高齢化社会に対する社会保障——」 報告者: 総理府社会保障制度審議会事務局長 出原 孝夫	51. 2. 9	と新年金制度」報告者: 研究第1部長 保坂哲哉 第10回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ (1)「減速経済下の完全雇用政策」レポート 岡田義 塾大学教授 西川俊作 コメント 中央労働委員会 委員 大宮五郎 司会 社会保障研究所長 馬場啓 之助, テーマ(2)「減速経済下の所得保障」レポート 横浜市立大学教授 小山路男, コメント 研究第2 部長 地主重美, 司会 東京大学教授 福武 直, テーマ(3)「減速経済下の社会福祉」レポート 厚生 年金基金連合会理事 伊部英男, コメント 研究 員 高橋敏士, 司会 福武 直 (健保会館)
12. 23	制度研究会 (第8回) 報告内容「アジア西太平洋 地域社会福祉会議に出席して」報告者 日本社会事 業大学学長 仲村優一, ICSW 日本国委員会 根本 嘉昭	2. 17	統計調査研究会 (第8回) 報告内容「高齢者世帯 における収入源泉別の世帯の状況と家計構造」報告 者 研究員 大本圭野
51. 1. 19	経済・社会研究会 (第8回) 報告内容「スウェー デン国民付加年金制度における生涯所得の推計につ いて」報告者: 研究員 城戸喜子 専門委員会開催 (健保会館)	2. 24	経済・社会研究会 (第10回) 報告内容「ダーレン ドルフの『新しい自由』について」報告者 所長 馬場啓之助
1. 22	経済・社会研究会 (第9回) 報告内容「福祉問題 の政治学的接近」報告者: 研究員 岸 功 定例委員会開催 (第114回)	2. 26	定例役員会開催 (第115回)
"	政策研究会 (第8回) 報告内容「医療保険改正の 考え方」報告者: 専門委員 小山路男	"	社会分析研究会 (第8回) 報告内容「ソーシャ ル・アドミニストレーションに関するケーススタダ イ——住宅政策を中心に——」報告者 東京都企画 調整局副参事 星野信也
1. 27	経済分析研究会 (第6回) 報告内容「ライフ・ヒ ストリーについて」報告者: 市川 洋	3. 1	制度研究会 (第9回) 報告内容「英国の社会的サ ービスにおける審判制度 (Tribunals) について」報
1. 29	社会分析研究会 (第7回) 報告内容「社会福祉行 政の課題」報告者: 東京都職員研修所主幹 竹村栄 一	3. 18	
2. 3	制度研究会 (第7回) 報告内容「韓国の社会保障		

役員・顧問・参与・職員名簿

<昭和51年6月1日現在>

- 51. 3. 18 告者 研究員 大本圭野
社会分析研究会 (第9回) 報告内容「都市福祉財政の比較」報告者 高橋敏士
- 3. 23 統計調査研究会 (第9回) 報告内容「市町村別消費水準の推計について」報告者 主任研究員 菅原利満 研究員 岸 功
- 3. 25 経済・社会研究会 (第11回) 報告内容「R. M. ティトマス, Gift-relationship」報告者 研究第2部長 地主重美
- ” 定例役員会開催 (第116回)

★ 役員

所 長	馬 場 啓 之 助	
理 事	岸 野 武 太 直	東京大学教授
監 事 (非常勤)	福 武 琢 磨	慶応義塾大学名誉教授

★ 顧問・参与

(順不同)

顧 問	山 田 山 雄 三	一橋大学名誉教授
参 与	伊 平 田 富 郎	早稲田大学教授
参 与	伊 部 英 男	厚生年金基金連合会理事 専長

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第 2 条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第 3 条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第 4 条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の所在地

(4) 役員に関する事項

(5) 業務及びその執行に関する事項

(6) 資産に関する事項

(7) 会計に関する事項

(8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(登 記)

第 5 条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第 6 条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第 7 条 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 44 条（法人の不法行為能力）及び第 50 条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第 2 章 役 員 等

(役 員)

第 8 条 研究所に、役員として、所長 1 人、理事 2 人及び監事 1 人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第 9 条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第 10 条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の仕事)

第 11 条 所長及び理事の任期は、4 年とし、監事の任期は、2 年とする。
2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第 12 条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（役員の新職禁止）

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（職員の任命）

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第 3 章 業 務

（業 務）

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号保掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第 4 章 財 務 及 び 会 計

（事業年度）

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算等の認可）

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを要しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定に

よる積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するものは、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監 督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分

を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解 散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第4条第2項(定款の変更の認可)、第17条第2項(業務の認可)、第20条(予算等の認可)は第23条第1項(一時借入金の認可)の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第1項(財務諸表の承認)又は第25条(給与及び退職手当の支給の基準の承認)の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第26条(財務及び会計に關する事項の省令委任)の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条(予算時の認可)の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わ

いろを受容し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することのできないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項（報告及び検査）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(1)の2 第4条第3項（定款の変更の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第5条第1項（登記）の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

(3) 第17条第1項（業務）に規定する業務以外の業務を行なったとき
(4) 第24条（余裕金の運用）の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(6) 第27条第2項（監督命令）の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条（名称の使用制限）の規定に違反して社会保健研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 付則第2条第1項（研究所の設立）の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

（経過規定）

第6条 この法律の施行の際現に社会保健研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条（名称の使用制限）の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条（事業年度）の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20

条〔予算時の認可〕中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 (略)

(所得税法の一部改正)

第10条 (略)

(法人税法の一部改正)

第11条 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 (略)

(地方税法の一部改正)

第13条 (略)

附 則 (昭和45年6月1日法律第111号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)